

※《重要なお知らせ》 集団・特定健診申込者の皆様へ

令和 2 年 4 月 17 日(金)
西宮市津門仁辺町4番28号
阪神土建労働組合
社会保障対策部
部長 今川 修二

～集団・特定健診をご予約いただいた組合員・ご家族の皆様へ～

新型コロナウイルス感染症に伴う、集団・特定健診受診のお願い

日頃は、組合諸活動にご理解ご協力いただき深く感謝申し上げます。この度は、組合の集団・特定健診をご予約いただき、ありがとうございました。

さて、連日、兵庫県でも新型コロナウイルス感染者数が拡大し、緊急事態宣言が出ている状況の中、厚生労働省は緊急事態宣言の期間である5月6日までは集団健診・特定健診などの受診及び特定保健指導は全医療機関では実施出来ないなど日々医療情勢が変化する現状にあります。4月14日現在では、6月以降について各医療機関(尼崎医療生協病院・東神戸病院・ハーティ 21)共に集団・特定健診が実施出来る状況を確認していますが、緊急事態宣言の期間延長などや院内感染が出た場合は受診が出来ませんので、ご理解を頂いた上でお申し込みをして下さい。あしからずご了承くださいませようよろしくお願いいたします。

また、上記の理由でなくても健診項目によっては(特に胃カメラは国の COVID-19 対策本部や日本消化器内視鏡学会より受診の制限にかかる指導が随時あるため) 受診できない場合があります。

健診を受診いただく組合員及びご家族の皆様には大変なご迷惑をおかけする事があると思います。国の情勢を含め感染症拡大を防止するためにもご理解とご協力のほど宜しくお願いいたします。

なお、病院側で新型コロナ感染症拡大予防のため、健診の受診前に下記の症状がある方については、病院側から当日に受診をお断りされる場合がありますので、よろしくお願いいたします。

- 感冒症状や 37.5℃以上の発熱。
- 2週間以内の新型コロナウイルスの患者やその疑いがある患者との濃厚接触歴。
- 2週間以内の感染多発地域への渡航歴。
- 強い倦怠感や息苦しさ。
- 明らかな誘因のない味覚・嗅覚異常。
- 明らかな誘因なく4-5日続く下痢等の消化器症状。